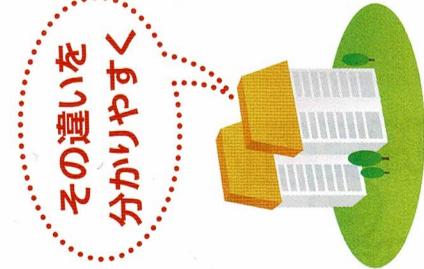


高齢者住宅入門



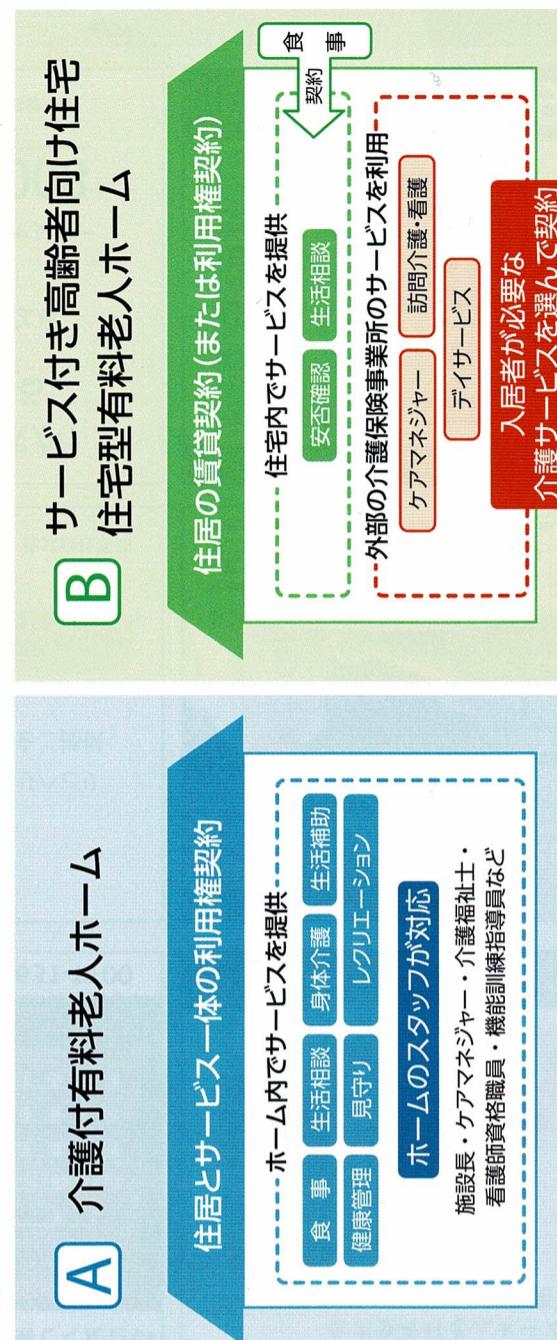
高齢者や要介護者を対象にした施設の種類は非常にたくさんあります。有料老人ホームには「介護付」「住宅型」「健康型」の3種類がありますが、その比率は介護付が全体の7割を占めます。以下では、「介護付有料老人ホーム」と「住宅型有料老人ホーム」の違いを、表を使って説明します。まずは施設の種別ごとの特徴をしつかりと理解してから、**利用者の介護度や健康状態に合わせて介護施設を探す必要があります。今回は「有料老人ホーム」と「サービス付き高齢者向け住宅・サ高住」について説明します。**

有料老人ホーム (介護付・住宅型)

食事、居室などの特徴は同じですが、一番の大きな違いは、**介護サービス料金**で、介護付の場合は介護度に応じたパック料金、住宅型の場合は、使った分だけ支払う**積み上げ式料金**ということです。必要な介護サービスを考え選びましょう。

介護付		住宅型	
看護職員	リハビリ	居室	初期費用
施設内に看護職員が常駐し、薬の管理や医療行為を行う。大半の施設では「9:00～18:00」の勤務体制だが、 24時間常駐 している施設もある。	施設内でのリハビリを行つ。「機能維持の為の生活リハビリ」が中心。	ケアスタッフは365日24時間ホームの中に常駐しており、必要に応じて介護サービスを受けることが出来る。	25mが標準(最近では18m前後の居室が増えている)。
リハビリの専門家である理学療法士や作業療法士が常駐している施設もある。	施設によって人員配置が違つており、それによつてケアスタッフの数が違う。介護サービスは介護度によって決まっており、定額料金などになっている。	施設内に介護サービスを受けることが出来る介護付とは異なり、「食事サービス」と「日常的な生活支援サービス」を行うにとどまり、介護サービスが必要な場合は、外部のヘルパーを利用してサービスを受けることになり、施設が提供するサービスに応じて職員を配置するようになつている。利用すればするほど月の利用料がかかる積み上げ式料金となつていて。	15万円前後(施設により異なる。食費は含まれない)。
看護職員	リハビリ	看護職員の配置基準は決められていない。看護職員が常駐していない施設や日中帯(9:00～18:00)のみ、24時間常駐などさまざま。	地域によって上下する。

A介護付有料老人ホームとBサービス付き高齢者向け住宅・サ高住・住宅型有料老人ホームの図解で比べる サービス提供方法の違い



介護サービスの料金は
介護度に応じた「**定額料金**」

より多くの介護サービスを必要とする人にとっては、
介護度ごとの「**定額料金**」である介護付有料老人ホームは
介護度が大きい

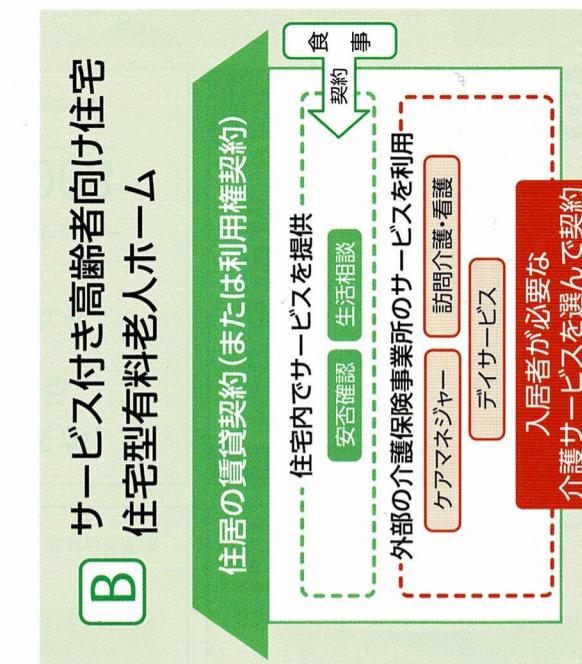
介護サービスを利用する人にとっては、
あまり介護サービスを必要としていない人にとっては、
自分で必要な分だけサービスを選択できる点でメリットが大きい

保存シート

サービス付き 高齢者向け住宅(サ高住)

日常生活や介護に不安を抱く高齢の単身者や夫婦のみの世帯のために、**バリアフリー構造のハード面や安否確認などの一定基準を満たしており**、必要に応じて訪問介護などの福祉サービスを利用しながら生活を送る**高齢者向けの住宅(シニアマンションション)**です。

介護サービス	ケアの専門家(介護職員実務者研修・または介護職員初任者研修など)が少なくとも日中建物に常駐して 最低限の安否確認と生活相談サービス を提供。
看護職員	基本的には常駐していない。
リハビリ	リハビリに取り組んでいる施設はあるが、一般的には 外部の通所リハビリや訪問リハビリ を利用する。
食事	施設内に併設された食堂(レストラン)を利用するケースや配食サービスを利用したりと、施設によって 食事サービスの形態は様々 。
協力医療機関	協力医療機関と 連携 している所が多い。
居室	25mが標準(最近では18m前後の居室が増えてきている)。
初期費用	有料老人ホームと異なり、 敷金 という形で 支払う施設 が多い。
月額利用料金	家賃の〇か月分～〇か月分(施設によって異なる)。



介護サービスの料金は
使った分だけ「**個別料金**」

あまり介護サービスを必要としていない人にとっては、
自分で必要な分だけサービスを選択できる点でメリットが大きい

S-22-106